

仕事と家庭の両立支援関係制度の 利用状況調査(令和5年度)

結果の概要

令和7年1月

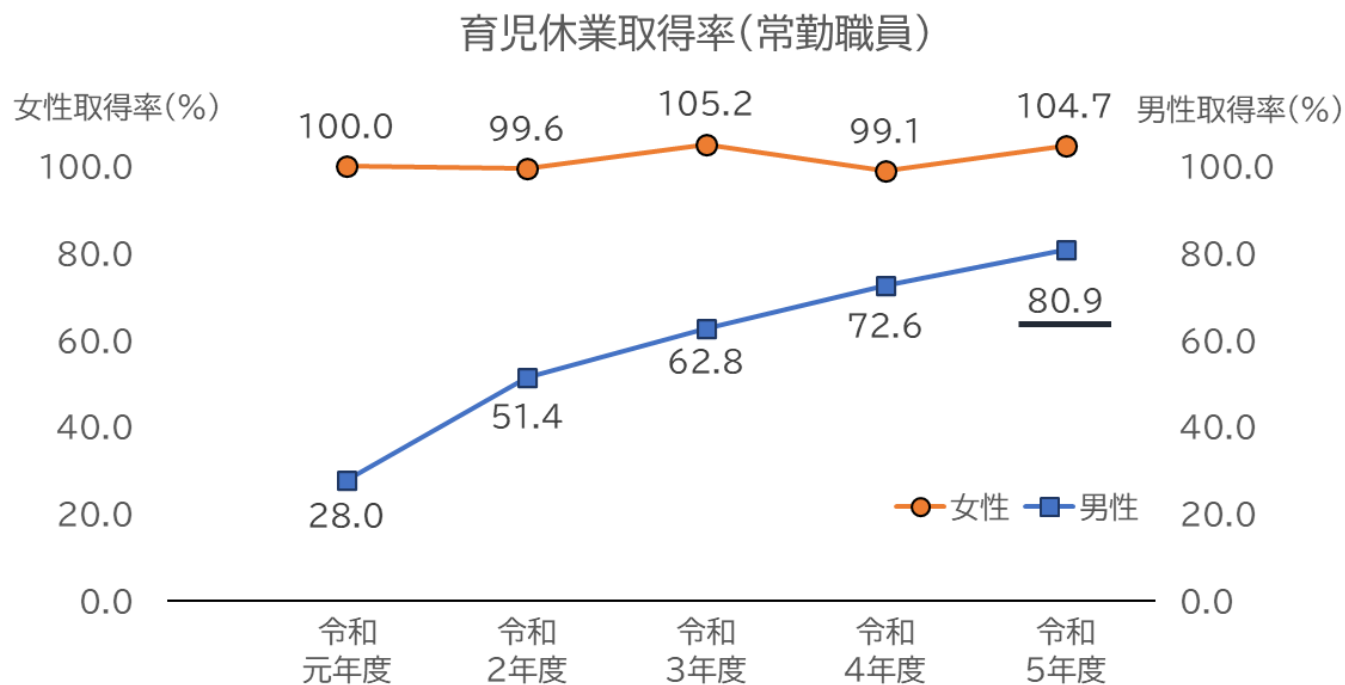
人 事 院

I 育児休業等実態調査の結果

1 令和5年度における育児休業の取得状況

(1) 取得率

- ・ 常勤職員の育児休業取得率は、男性80.9%、女性104.7%(前年度 男性72.6%、女性99.1%)
- ・ 非常勤職員の育児休業の取得率は、男性55.1%、女性110.3%(前年度 男性87.0%、女性100.0%)



(注)

(1) 「育児休業」は、3歳に達するまでの子(非常勤職員については原則として1歳に達するまでの子)を養育するために休業をすることができる制度。

(2) 令和5年度の「取得率」は、令和5年度中に子が生まれた職員(育児休業の対象職員に限る)の数(a)に対する同年度中に最初の育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和4年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和5年度になって最初の育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和3年度・令和4年度の「取得率」も同様。

(3) 令和2年度の「取得率」は、令和2年度中に新たに育児休業が可能となった職員数(a)に対する同年度中に新たに育児休業をした職員数(b)の割合(b/a)。(b)には、令和元年度以前に新たに育児休業が可能となったものの、当該年度には取得せずに、令和2年度になって新たに育児休業をした職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。令和元年度の「取得率」も同様。

(参考)

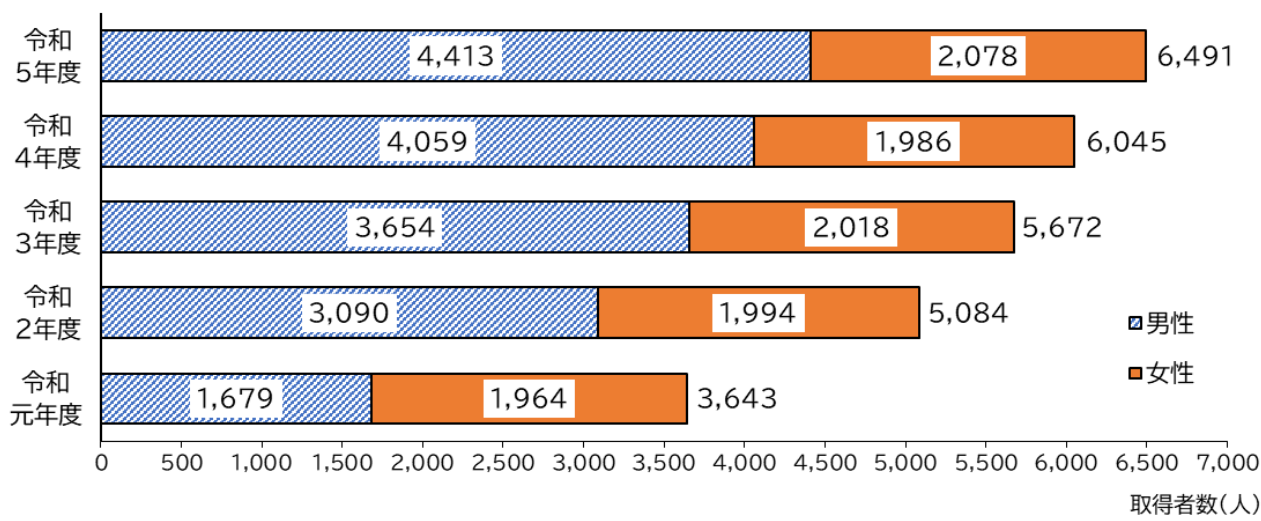
こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)における男性職員(一般職国家公務員(行政執行法人を含まない)の育児休業取得目標(令和7年85%(1週間以上)、令和12年85%(2週間以上))設定期間を踏まえた男性常勤職員の育児休業取得率は「1週間以上の取得率79.1%」、「2週間以上の取得率73.9%」。

I 育児休業等実態調査の結果

(2) 新規取得者数

- ・ 育児休業を新規取得した常勤職員は、6,491人(男性4,413人、女性2,078人)(前年度 全体6,045人(男性4,059人、女性1,986人))、育児休業をした期間がある常勤職員は、9,949人(男性5,140人、女性4,809人)
- ・ 育児休業を新規取得した非常勤職員は、294人(男性27人、女性267人)(前年度 全体303人(男性20人、女性283人))、育児休業をした期間がある非常勤職員は、425人(男性30人、女性395人)

育児休業新規取得者数(常勤職員)



育児休業新規取得者数(非常勤職員)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
男性	6	8	7	20	27
女性	250	268	299	283	267
全体	256	276	306	303	294

(注)「新規取得者」とは、調査年度に調査年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員をいう。

I 育児休業等実態調査の結果

(3) 育児休業取得者の育児休業期間

最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間の平均は、6.9月(男性2.4月、女性16.5月)
(前年度 全体6.8月(男性2.0月、女性16.7月))

新規取得者の取得回数別平均取得期間及び取得者数(常勤職員)

平均取得期間:(月) 取得者数:(人)

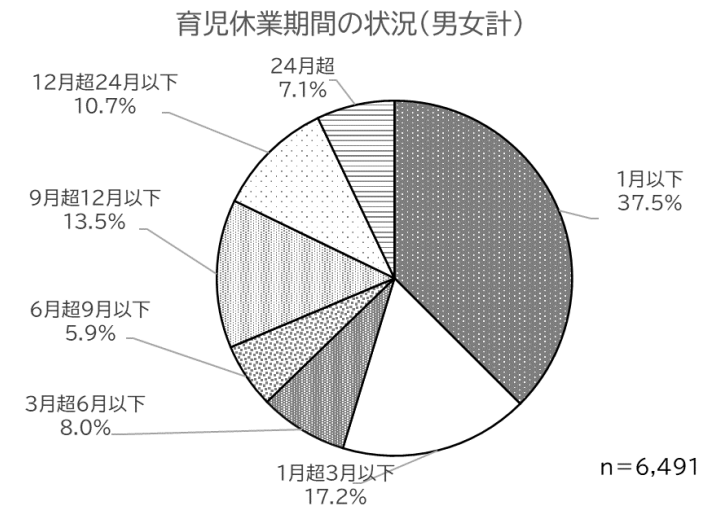
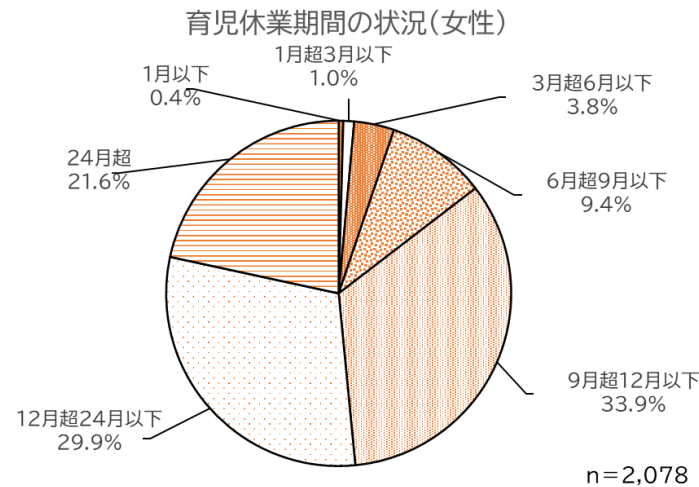
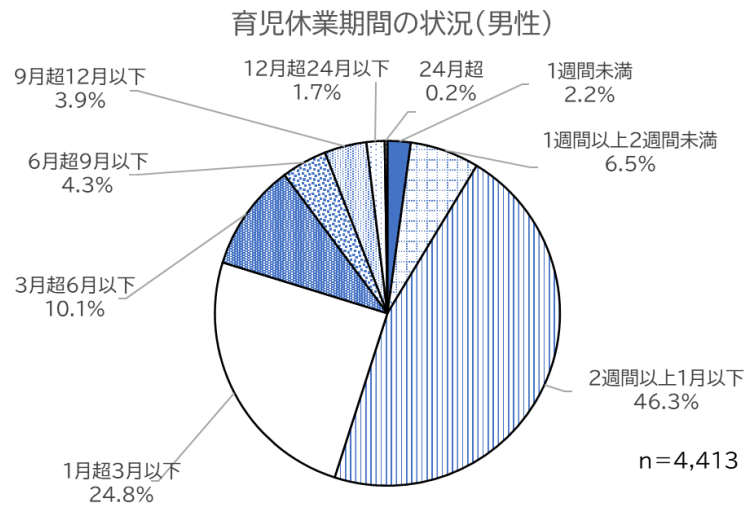
		取得回数																	
		1回			2回			3回			4回			5回			合計		
		全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性	全体	男性	女性
平均取得期間	1回目	7.3	2.3	16.5	0.9	0.8	11.7	0.5	0.5	-	0.2	0.2	-	0.1	0.1	-	6.7	2.1	16.5
	2回目				1.9	1.9	2.7	0.8	0.8	-	0.4	0.4	-	0.1	0.1	-	1.8	1.8	2.7
	3回目							1.2	1.2	-	0.5	0.5	-	0.1	0.1	-	1.0	1.0	-
	4回目										1.6	1.6	-	0.1	0.1	-	1.5	1.5	-
	5回目													0.0	0.0	-	0.0	0.0	-
	計	7.3	2.3	16.5	2.8	2.7	14.4	2.5	2.5	-	2.7	2.7	-	0.4	0.4	-	6.9	2.4	16.5
取得者数		5,881	3,810	2,071	532	525	7	64	64	0	13	13	0	1	1	0	6,491	4,413	2,078

(注) (1) 常勤職員の育児休業は子が3歳に達するまで取得可能な制度であり、令和6年度以降も取得する場合がある。
(2) 令和5年度に2回以上の育児休業をした期間がある常勤職員にあっては、当該期間を合算した期間(以下同じ)。
(3) 月数計算は育児休業取得日数を30で除し少数第2位を四捨五入した値を計上しており、例えば育児休業を31日取得した者は「1月以下」の区分に含まれる(以下同じ)。

I 育児休業等実態調査の結果

令和5年度に最初の育児休業を取得した常勤職員の休業期間の分布状況は、

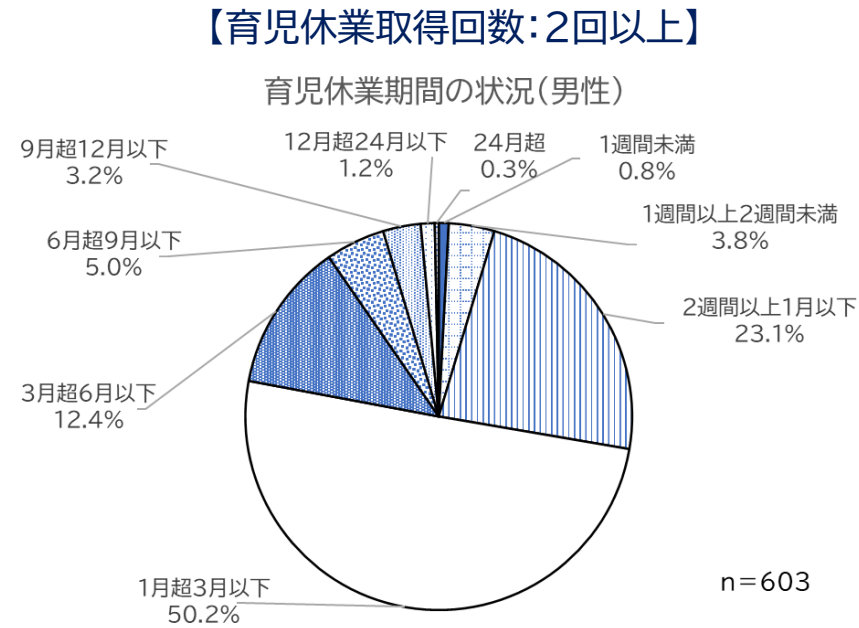
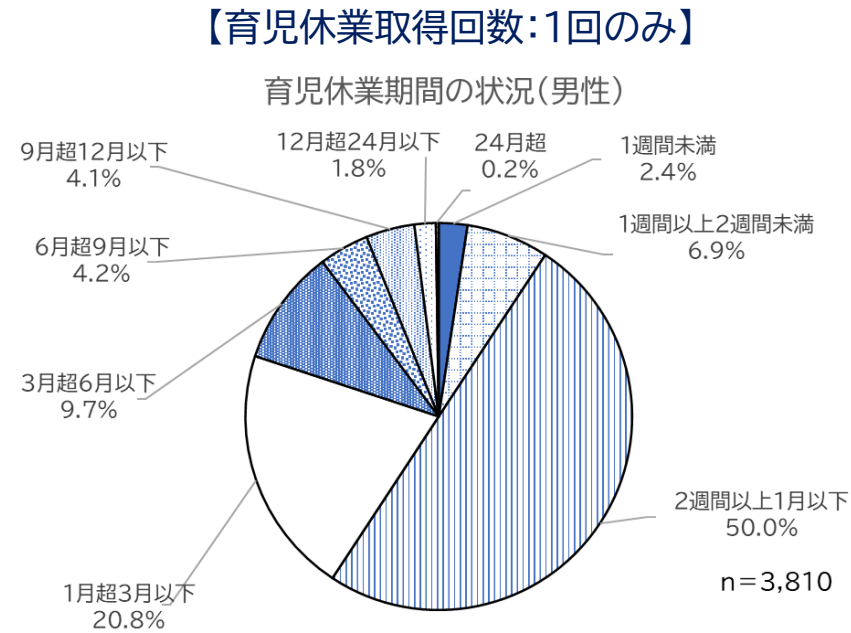
- ・ 男性は「2週間以上1月以下」の職員が46.3%(前年度48.5%)と最も多く、次いで「1月超3月以下」が24.8%(前年度22.5%)となっており、2週間以上が91.3%(前年度87.6%)。
- ・ 女性は「9月超12月以下」が33.9%(前年度31.2%)と最も多い。



(注) 各内訳の割合は、四捨五入による端数処理の関係で、その合計が100%にならない場合がある(以下同じ)。

I 育児休業等実態調査の結果

育児休業取得回数別の常勤職員の休業期間の分布状況では、最初の育児休業を2週間以上取得した男性職員の割合は、1回のみ取得が90.8%(前年度86.9%)、2回以上取得が95.4%(前年度95.3%)



(4) 職務復帰等の状況

令和5年度に育児休業を終えた常勤職員のうち、育児休業中の離職等により職務復帰しなかった者の割合は0.8%となっており、育児休業を終えた者の99.2%(前年度99.4%)が職務に復帰。

I 育児休業等実態調査の結果

2 令和5年度における配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

(1) 配偶者出産休暇

令和5年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、93.7%(5,299人)(前年度92.3%(5,179人))
- ・ 非常勤職員の割合は、88.6%(39人)(前年度65.4%(17人))

(注)「配偶者出産休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行うために2日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

(2) 育児参加のための休暇

令和5年度に子が生まれた男性職員のうち育児参加のための休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、90.1%(5,094人)(前年度90.4%(5,070人))
- ・ 非常勤職員の割合は、79.5%(35人)(前年度69.2%(18人))

(注)「育児参加のための休暇」は、妻が出産予定である又は出産した男性職員(非常勤職員についてはこのうち勤務日数等の一定の要件を満たす者)に対し、妻の産前期間から子の誕生日以後1年を経過するまでの間に、その出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために5日の範囲内で与えられる特別休暇(行政執行法人にあっては、これに準ずる休暇)。

I 育児休業等実態調査の結果

(3) 配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇を合わせた使用状況

令和5年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇と育児参加のための休暇を合わせて5日以上使用した

- ・ 常勤職員の割合は、82.4%(4,657人)(前年度83.9%(4,706人))
- ・ 非常勤職員の割合は、63.6%(28人)(前年度50.0%(13人))

令和5年度に子が生まれた男性職員のうち配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した

- ・ 常勤職員の割合は、96.5%(5,456人)(前年度95.8%(5,378人))
- ・ 非常勤職員の割合は、90.9%(40人)(前年度73.1%(19人))

(注)「配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇を使用した男性職員」には、どちらか一方の休暇のみ使用した場合と両休暇とも使用した場合のいずれも含まれる。

I 育児休業等実態調査の結果

3 令和5年度における育児短時間勤務の取得状況

令和5年度以前に生まれた子についての最初の育児短時間勤務を取得した

- ・ 常勤職員は、252人(男性82人、女性170人)(前年度 全体166人(男性26人、女性140人))

育児短時間勤務をした期間がある

- ・ 常勤職員は、464人(男性106人、女性358人)

(注)「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、週19時間25分から24時間35分までの短時間勤務をすることができる制度。

4 令和5年度における育児時間の取得状況

令和5年度以前に生まれた子についての最初の育児時間を取得した

- ・ 常勤職員は、1,420人(男性227人、女性1,193人)(前年度 全体1,550人(男性210人、女性1,340人))
- ・ 非常勤職員は、51人(男性1人、女性50人)(前年度 全体50人(男性2人、女性48人))

育児時間を取得した期間がある

- ・ 常勤職員は、4,187人(男性439人、女性3,748人)
- ・ 非常勤職員は、85人(男性1人、女性84人)

(注)「育児時間」は、小学校就学の始期に達するまでの子(非常勤職員については3歳に達するまでの子)を養育するため、1日につき2時間まで勤務しないことができる制度(行政執行法人にあっては、これに準ずる制度)。

Ⅱ 子の看護休暇使用実態調査の結果

令和5年(非常勤職員は令和5年度)中における子の看護休暇の使用状況

子の看護休暇を使用した

- 常勤職員は、20,732人(男性13,936人、女性6,796人)(前回調査(令和3年) 全体15,855人(男性10,121人、女性5,734人))、平均使用日数は、4.0日(男性3.7日、女性4.7日)
- 非常勤職員は、1,280人(男性41人、女性1,239人)(前回調査(令和3年度) 全体844人(男性23人、女性821人))、平均使用日数は、4.2日(男性3.4日、女性4.2日)

子の看護休暇の使用者数及び平均使用日数(常勤職員)

	全体	男性	女性
	(人)	(人)	(人)
使用者数	20,732	13,936	6,796
	(日)	(日)	(日)
平均使用日数	4.0	3.7	4.7

子の看護休暇の使用者数及び平均使用日数(非常勤職員)

	全体	男性	女性
	(人)	(人)	(人)
使用者数	1,280	41	1,239
	(日)	(日)	(日)
平均使用日数	4.2	3.4	4.2

(注)(1)「子の看護休暇」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のために使用できる特別休暇(1年に5日(子が2人以上の場合は1年に10日))。
(2) 常勤職員の子の看護休暇については、令和5年における使用実態を調査している。
(3) 非常勤職員の子の看護休暇は、一の年度について付与されるものであり、令和5年度における使用実態を調査している。

Ⅲ 自己啓発等休業実態調査の結果

令和5年度における自己啓発等休業の取得状況

新たに自己啓発等休業をした

- ・ 常勤職員は、34人(男性19人、女性15人)(前回調査(令和3年度) 全体16人(男性7人、女性9人))
- ・ 休業事由別では、大学等における修学が27人(前回調査(令和3年度)16人)、国際貢献活動が7人(前回調査(令和3年度)0人)
- ・ 平均休業期間は、1年11月(前回調査(令和3年度)1年4月)

		全体		男性		女性	
休職事由	合計	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		34	(16)	19	(7)	15	(9)
	大学等における修学	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		27	(16)	15	(7)	12	(9)
	国際貢献活動	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		7	(0)	4	(0)	3	(0)
平均休業期間		(年/月)					
		1年11月			(1年4月)		

(注) (1)「自己啓発等休業」は、大学等における修学や国際貢献活動を希望する常勤職員に対し、職員としての身分を保有したまま職務に従事しないことを認める休業制度。
(2) 各欄の()内は、前回調査(令和3年度)の結果による。

令和5年度における一般職国家公務員の育児休業の新規取得状況

	男性			女性		
	新規取得者数(A)	令和5年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B)	取得率(%) A/B	新規取得者数(A')	令和5年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)(B')	取得率(%) A'/B'
会計検査院	14	14	100.0%	16	17	94.1%
人事院	8	9	88.9%	4	3	133.3%
内閣官房	16	22	72.7%	2	2	100.0%
内閣法制局	0	1	0.0%	1	1	100.0%
内閣府	37	56	66.1%	22	22	100.0%
宮内庁	11	17	64.7%	6	4	150.0%
公正取引委員会	19	19	100.0%	9	9	100.0%
警察庁	108	155	69.7%	28	27	103.7%
個人情報保護委員会	3	6	50.0%	1	1	100.0%
カジノ管理委員会	1	1	100.0%	0	0	-
金融庁	25	39	64.1%	20	18	111.1%
消費者庁	11	13	84.6%	1	1	100.0%
こども家庭庁	12	13	92.3%	3	3	100.0%
デジタル庁	10	16	62.5%	0	0	-
復興庁	1	1	100.0%	0	0	-
総務省	72	95	75.8%	48	46	104.3%
公害等調整委員会	0	0	-	0	0	-
消防庁	1	3	33.3%	1	1	100.0%
法務省	817	1,097	74.5%	300	284	105.6%
出入国在留管理庁	99	101	98.0%	63	57	110.5%
公安審査委員会	0	0	-	0	0	-
公安調査庁	40	47	85.1%	10	9	111.1%
外務省	47	111	42.3%	38	41	92.7%
財務省	306	371	82.5%	127	125	101.6%
国税庁	1,149	1,254	91.6%	563	548	102.7%
文部科学省	30	34	88.2%	26	21	123.8%
スポーツ庁	7	4	175.0%	0	0	-
文化庁	4	4	100.0%	3	6	50.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	453	466	97.2%	267	260	102.7%
農林水産省	95	108	88.0%	96	94	102.1%
林野庁	40	53	75.5%	21	21	100.0%
水産庁	12	14	85.7%	2	3	66.7%
経済産業省	54	78	69.2%	58	54	107.4%
資源エネルギー庁	10	14	71.4%	3	2	150.0%
特許庁	37	47	78.7%	32	29	110.3%
中小企業庁	3	5	60.0%	1	1	100.0%
国土交通省	428	550	77.8%	171	155	110.3%
観光庁	7	7	100.0%	0	0	-
気象庁	74	80	92.5%	15	15	100.0%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	1	2	50.0%
海上保安庁	252	401	62.8%	58	43	134.9%
環境省	18	29	62.1%	16	15	106.7%
原子力規制庁	4	3	133.3%	4	3	133.3%
防衛省	1	1	100.0%	0	0	-
小 計	4,338	5,361	80.9%	2,037	1,943	104.8%
行政執行法人国立公文書館	0	0	-	0	0	-
行政執行法人統計センター	7	5	140.0%	6	6	100.0%
行政執行法人造幣局	6	11	54.5%	1	1	100.0%
行政執行法人国立印刷局	48	61	78.7%	18	18	100.0%
行政執行法人農林水産消費安全技術センター	6	6	100.0%	8	8	100.0%
行政執行法人製品評価技術基盤機構	7	7	100.0%	6	6	100.0%
行政執行法人駐留軍等労働者労務管理機構	1	1	100.0%	2	2	100.0%
小 計	75	91	82.4%	41	41	100.0%
総 計	4,413	5,452	80.9%	2,078	1,984	104.7%

(注) 1 「新規取得者数」とは、令和5年度に令和5年度以前に生まれた子についての最初の育児休業を取得した職員数をいう。
2 「令和5年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」とは、同年度中に子が出生した職員で、臨時的任用職員並びに育児休業、配偶者同行休業又は産前・産後休暇に伴う任期付職員並びに勤務延長職員以外の者をいう。
3 「取得率」は、「令和5年度中に子が生まれた職員数(育児休業の対象職員に限る)」に対する「新規取得者数」の割合。
「新規取得者数」には、令和4年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和5年度になって当該子についての最初の育児休業を取得した職員が含まれるため、取得率が100%を超えることがある。

令和5年度における一般職国家公務員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の使用状況

	令和5年度 中に子が 生まれた男 性職員数 (A)	配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び 育児参加のための休暇	
		(A)のうち 配偶者出 産休暇を 使用した職 員数(B)	使用率 (%) B/A	(A)のうち 育児参加 のための 休暇を使 用した職員 数(B')	使用率 (%) B'/A	(A)のうち 合わせて5 日以上の一 般職国家公 務員が取得 した職員数 (C)	使用率 (%) C/A
会計検査院	14	13	92.9%	14	100.0%	14	100.0%
人事院	9	9	100.0%	8	88.9%	7	77.8%
内閣官房	26	20	76.9%	21	80.8%	19	73.1%
内閣法制局	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
内閣府	56	52	92.9%	52	92.9%	46	82.1%
宮内庁	17	17	100.0%	17	100.0%	14	82.4%
公正取引委員会	19	16	84.2%	14	73.7%	12	63.2%
警察庁	159	152	95.6%	146	91.8%	137	86.2%
個人情報保護委員会	6	6	100.0%	5	83.3%	5	83.3%
カジノ管理委員会	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
金融庁	39	32	82.1%	33	84.6%	31	79.5%
消費者庁	13	13	100.0%	9	69.2%	8	61.5%
こども家庭庁	13	11	84.6%	11	84.6%	10	76.9%
デジタル庁	16	13	81.3%	10	62.5%	8	50.0%
復興庁	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
総務省	95	85	89.5%	73	76.8%	66	69.5%
公害等調整委員会	0	0	-	0	-	0	-
消防庁	3	3	100.0%	3	100.0%	3	100.0%
法務省	1,107	1,065	96.2%	1,037	93.7%	928	83.8%
出入国在留管理庁	101	95	94.1%	91	90.1%	84	83.2%
公安審査委員会	0	0	-	0	-	0	-
公安調査庁	47	46	97.9%	47	100.0%	41	87.2%
外務省	111	51	45.9%	58	52.3%	47	42.3%
財務省	371	358	96.5%	322	86.8%	297	80.1%
国税庁	1,255	1,213	96.7%	1,181	94.1%	1,124	89.6%
文部科学省	37	34	91.9%	28	75.7%	24	64.9%
スポーツ庁	4	4	100.0%	3	75.0%	3	75.0%
文化庁	4	3	75.0%	3	75.0%	3	75.0%
厚生労働省(中央労働委員会を含む。)	470	439	93.4%	426	90.6%	388	82.6%
農林水産省	108	103	95.4%	96	88.9%	83	76.9%
林野庁	57	52	91.2%	50	87.7%	45	78.9%
水産庁	14	11	78.6%	12	85.7%	10	71.4%
経済産業省	83	70	84.3%	69	83.1%	59	71.1%
資源エネルギー庁	14	11	78.6%	7	50.0%	7	50.0%
特許庁	47	43	91.5%	44	93.6%	39	83.0%
中小企業庁	4	4	100.0%	4	100.0%	4	100.0%
国土交通省	631	591	93.7%	551	87.3%	492	78.0%
観光庁	7	7	100.0%	6	85.7%	6	85.7%
気象庁	80	75	93.8%	77	96.3%	67	83.8%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	100.0%	1	50.0%
海上保安庁	488	462	94.7%	466	95.5%	443	90.8%
環境省	29	24	82.8%	18	62.1%	15	51.7%
原子力規制庁	3	3	100.0%	2	66.7%	2	66.7%
防衛省	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
小 計	5,563	5,211	93.7%	5,018	90.2%	4,594	82.6%
行政執行法人国立公文書館	0	0	-	0	-	0	-
行政執行法人統計センター	5	5	100.0%	3	60.0%	2	40.0%
行政執行法人造幣局	11	11	100.0%	10	90.9%	9	81.8%
行政執行法人国立印刷局	61	59	96.7%	52	85.2%	44	72.1%
行政執行法人農林水産消費安全技術センター	6	5	83.3%	5	83.3%	3	50.0%
行政執行法人製品評価技術基盤機構	7	7	100.0%	5	71.4%	4	57.1%
行政執行法人駐留軍等労働者労務管理機構	1	1	100.0%	1	100.0%	1	100.0%
小 計	91	88	96.7%	76	83.5%	63	69.2%
総 計	5,654	5,299	93.7%	5,094	90.1%	4,657	82.4%